

出生、死亡、死産、婚姻又は離婚の届出をされる方をお願い(職業・産業例示表)



政府統計

厚生労働省・法務省

- ◆ 人口動態調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく「基幹統計」として指定されているわが国の最も重要な調査の一つです。公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための基礎資料として活用されています。
- ◆ 国勢調査実施年の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に出生、死亡又は死産があつて届け出られる方と、この期間に婚姻又は離婚の届出をされる方は、戸籍法等の規定により届書に「職業(死亡は産業を含む。)」を記入していただくことになっていますので、ご協力ください。
- ◆ 届書の「職業」欄には、下記の職業例示表を参照して、「番号」か「職業分類名」を記入してください。また、死亡の届出をされる方は、亡くなられた方の職業と産業を記入していただきますので、裏面もご覧ください。わからないときは、お住まいの市区町村窓口にお問い合わせください。

職業例示表

注：死亡の届出をされる方は、裏面もご覧ください。→

番号	職業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる職業	この分類に含まれない職業 ()内には正しい分類番号を示している
01	管理職	管理的公務員(議会議員、管理的国家公務員、管理的地方公務員)、法人・団体役員(会社役員、独立行政法人等役員等)、法人・団体管理職員(会社管理職員、独立行政法人等管理職員等)、その他の管理的職業従事者	校長(02)、保健所長(02)、病院長・診療所長(02)
02	専門・技術職	研究者(自然科学系研究者、人文・社会科学系 等研究者)、農林水産技術者、製造技術者(食品技術者、電気・電子・電気通信技術者等)、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者(システムコンサルタント、システム設計者等)、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、医療技術者(診療放射線技師、臨床工学技士、歯科衛生士等)、その他の保健医療従事者(栄養士、あん摩マッサージ指圧師等)、社会福祉専門職業従事者(福祉相談指導専門員、保育士等)、法務従事者(裁判官、検察官、弁護士、弁理士、司法書士等)、経営・金融・保険専門職業従事者(公認会計士、税理士、社会保険労務士等)、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者(図書館司書、学芸員、カウンセラー、個人教師、職業スポーツ従事者等)	検査工(08)、大工・左官(10)、電気通信設備工事従事者(10)、看護助手(05)、歯科助手(05)、調理師(05)、ホームヘルパー(05)、裁判所課長などの管理者(01)、経理事務員(03)、祈とう師・巫女・易者(05)、写真現像工(08)、広告宣伝員(05)
03	事務職	一般事務従事者(受付・案内事務員、秘書、総合事務員等)、会計事務従事者(現金出納事務員、預・貯金窓口事務員、経理事務員等)、生産関連事務従事者(生産現場事務員、出荷・受荷事務員)、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者(集金人、調査員等)、運輸・郵便事務従事者(旅客・貨物係事務員、運行管理事務員、郵便事務員)、事務用機器操作員(パーソナルコンピュータ操作員、データ・エントリー装置操作員等)	娯楽施設フロント係(05)、税理士(02)、印刷検査工(08)、保険外交員(04)、郵便配達員(11)、CADオペレーター(08)
04	販売職	商品販売従事者(小売店主・店長、卸売店主・店長、販売店員等)、販売類似職業従事者(不動産仲介・売買人、保険代理・仲立人(ブローカー)等)、営業職業従事者(食料品営業職業従事者、機械器具営業職業従事者、通信・システム営業職業従事者等)	飲食店主(05)、保険商品開発者(02)、水道料金集金人(03)
05	サービス職	家庭生活支援サービス職業従事者(家政婦(夫)、家事手伝い等)、介護サービス職業従事者(介護職員、訪問介護従事者)、保健医療サービス職業従事者(看護助手、歯科助手等)、生活衛生サービス職業従事者(理容師、美容師、クリーニング職等)、飲食物調理従事者(調理人、バーテンダー)、接客・給仕職業従事者(飲食店主・店長、旅館主・支配人、飲食物給仕従事者、娯楽場等接客員等)、居住施設・ビル等管理人(マンション・アパート・下宿管理人、駐車場管理人等)、その他のサービス職業従事者(旅行・観光ガイド、物品貸貸人、葬儀師、火葬作業員等)	訪問看護師(02)、ケアマネジャー(02)、歯科衛生士(02)、クリーニング取次所従事者(04)、パン製造工(08)、屋台飲食店主(04)、守衛(06)、通訳(02)
06	保安職	自衛官(陸上自衛官、海上自衛官、航空自衛官、防衛大学校・防衛医科大学校学生)、司法警察職員(警察官、海上保安官等)、その他の保安職業従事者(看守、消防官、警備員、児童交通擁護員、プール・海水浴場監視員等)	刑務所長(01)、山林監視員(07)
07	農林漁業職	農業従事者(農耕従事者、養畜従事者、植木職、造園師等)、林業従事者(育林従事者、伐木・造材・集材従事者等)、漁業従事者(漁労従事者、漁労船の船長・航海士・機関長・機関士、水産養殖従事者等)	獣医師(02)、木材検査工(08)、釣船船長(09)
08	生産工程職	生産設備制御・監視従事者(製鉄・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員、食料品生産設備制御・監視員、紡織・衣服・繊維製品生産設備制御・監視員、ゴム・プラスチック製品生産設備制御・監視員等)、機械組立設備制御・監視従事者(電気機械器具組立設備制御・監視員等)、製品製造・加工処理従事者(金属プレス従事者、金属溶接・溶断従事者、窯業・土石製品製造従事者等)、機械組立従事者(はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者等)、機械整備・修理従事者(自動車整備・修理従事者等)、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者(自動車塗装工、POPライター、写真現像工、映写技師等)	炉修工(10)、調理師(05)、服飾デザイナー(02)、鉄道車両検線工(10)、彫刻家(02)、航空機検線工(10)、自動車ガラスはめ込工(10)、装飾画家(02)
09	輸送・機械運転職	鉄道運転従事者(電車運転士等)、自動車運転従事者(バス運転者、乗用自動車運転者、貨物自動車運転者等)、船舶・航空機運転従事者(船長、航海士・運航士、航空機操縦士等)、その他の輸送従事者(車掌、甲板員、船舶技士、船舶機関員等)、定置・建設機械運転従事者(発電機、クレーン・ウインチ運転従事者、建設・さく井機械運転従事者等)	配車係(03)、宅配便配達員(11)、漁労船の船長・航海士(07)、旅行・観光ガイド(05)、電気メーター検針員(03)
10	建設・採掘職	建設躯体工事従事者(型枠大工、とび職、鉄筋作業従事者等)、建設従事者(大工、左官、畳職、配管従事者等)、電気工事従事者(送電線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者等)、土木作業従事者(土木従事者、鉄道線路工事従事者、ダム・トンネル掘削従事者等)、採掘従事者(採鉱員、石切出従事者、砂利・砂・粘土採取従事者等)	鉄工(08)、家具大工・船大工(08)、電話機修理工(08)、測量士(02)、掘削機械運転工(09)
11	運搬・清掃・包装等職	運搬従事者(郵便・電報外務員、陸上荷役・運搬従事者、配達員、荷造従事者等)、清掃従事者(ビル・建物清掃員、ハウスクリーニング職、ごみ・し尿処理従事者等)、包装従事者(ラッピング工、シール貼り工等)、その他の運搬・清掃・包装等従事者(機械掃除工、工場軽作業員、学校の用務員等)	トラック運転者(09)、ゴミ収集車運転者(09)、封筒製造工(08)、ゴルフ場芝手入れ作業員(07)
00	無職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人)	

※ 自衛官、警察官、海上保安官又は消防官の身分をもつ方は、仕事の内容のいかんにかかわらず「06 保安職」とします。

産業例示表 (死亡届のみ対象)

◆ 死亡の届出をされる方へお願い

「職業」欄には、(表面)の職業例示表を参照して、亡くなられた方の職業の番号か職業分類名を記入してください。→

「産業」欄には、この産業例示表を参照して、亡くなられた方が働いていた事業所(工場、事務所、飲食店、役所、農家等)が属する産業の「番号」か「産業分類名」を記入してください。

番号	産業分類名	仕事の内容例示	
		この分類に含まれる産業	この分類に含まれない産業 ()内には正しい分類番号を示している
01	農業、林業	農業(耕種農業、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業等)、林業(育林業、素材生産業、特用林産物生産業、林業サービス業等)	獣医学(12)、製材業(05)
02	漁業	漁業(海面漁業:沿岸漁業、沖合漁業、遠洋漁業等、内水面漁業:河川漁業、湖沼漁業等)、水産養殖業(海面養殖業:魚類養殖業、真珠養殖業等、内水面養殖業:うなぎ養殖業、あゆ養殖業等)	冷蔵倉庫業(08)、信用事業等を行う漁業協同組合(17)
03	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業等	製鉄業(05)、石油精製業(05)
04	建設業	総合工事業(一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業等)、職別工事業(大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業等)、設備工事業(電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業等)	造園業(01)、建築材料卸売業(09)、天然ガス鉱業(03)
05	製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同梱連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等	のり採取業(02)、印刷・出版業(07)、岩石採石業(03)、歯科技工所(16)、航空機整備業(18)
06	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業(発電業、送配電業等)、ガス業(ガス製造業、ガス小売業等)、熱供給業(地域暖冷房業、蒸気供給業等)、水道業(上水道業、工業用水道業、下水道業)	電気保安協会(12)、天然ガス鉱業(03)、温泉供給業(18)、水質検査業(16)
07	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業(情報処理サービス業、市場調査・世論調査・社会調査業等)、インターネット関連サービス業(ポータルサイト・サーバ運営業、インターネット利用サポート業等)、映像・音声・文字情報制作業(映画・ビデオ制作業、ラジオ番組制作業、新聞業、出版業、広告制作業等)	経営コンサルタント業(12)、インターネット広告業(12)、新聞印刷業(05)
08	運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業(日本郵便株式会社の事業所のうち、主として郵便事業を行う事業所:特定信書便事業者)	レンタカー業(11)、郵便局、簡易郵便局(17)
09	卸売業、小売業	各種商品卸売業(総合商社等)、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料卸売業、鉱物・金属材料等卸売業、各種商品小売業(百貨店、総合スーパーマーケット等)、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業等	中央・地方卸売市場(18)、持ち帰り弁当屋(13)
10	金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等(両替業、金融代理業等)、保険業(生命保険業、損害保険業、共済事業等)	日本証券業協会(18)、生命保険協会(18)
11	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業(総合リース業、レンタカー業等)	倉庫業(08)、貸おしぼり業(14)
12	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(法律事務所、デザイン業、著述・芸術家業等)、広告業、技術サービス業(獣医学、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、写真業等)	広告制作業(07)、保健所(16)
13	宿泊業、飲食サービス業	宿泊業(旅館、ホテル、ユースホステル等)、飲食店(食堂、レストラン、喫茶店等)、持ち帰り・配達飲食サービス業(持ち帰りすし店、クレープ屋、宅配ピザ屋、給食センター等)	アパレル業(11)、駅弁売店(09)
14	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業(リラクゼーション業、ネイルサービス業等)、その他の生活関連サービス業(旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、劇団、競馬場、ゴルフ場、フィットネスクラブ等)	リフレクソロジー(16)、観光協会(08)、通訳業(12)、映画・ビデオ制作業(07)
15	教育、学習支援業	学校教育(幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、高等教育機関、幼保連携型認定こども園等)、その他の教育、学習支援業(公民館、図書館、博物館、美術館、学習塾、料理学校、自動車教習所等)	保育所(16)、保育所型認定こども園(16)、児童館(16)
16	医療、福祉	医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、あん摩マッサージ指圧師の施術所等)、保健衛生(保健所、健康相談施設、検疫所等)、社会保険・社会福祉・介護事業(健康保険組合、福祉事務所、保育所、特別養護老人ホーム、授産施設等)	薬局(09)、看護師紹介所(18)、保護観察所(19)
17	複合サービス事業	郵便局(日本郵便株式会社(本社)、郵便局、簡易郵便局、郵便切手頒売所等)、協同組合(農林水産業協同組合、事業協同組合)	ゆうパック配達請負業(08)、信用農業協同組合連合会(10)
18	サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業(ビルメンテナンス業、警備業、ディスプレイ業、コールセンター業等)、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業(集会場、と畜場、中央卸売市場等)、外国公務(大使館、在日米軍施設等)	自転車小売修理業(09)、商業デザイン業(12)、毛皮製造業(05)、外国人学校(15)
19	公務(他に分類されるものを除く)	国家公務(立法機関、司法機関、行政機関)、地方公務(都道府県の機関、市区町村の機関)	国立国会図書館(15)、市町村保健センター(16)
00	無職	(報酬を伴う仕事、又は報酬を目的とする仕事に従事していない人)	

※ 官公署に勤務されていて、立法、司法又は行政事務以外の業務に従事していた方は、公務以外のそれぞれの産業に分類してください。